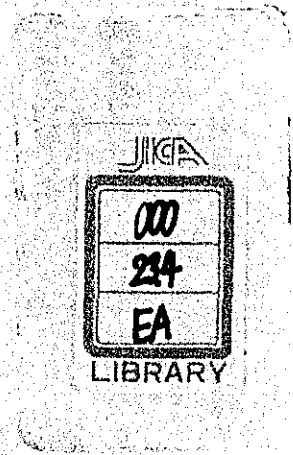


昭和三十五年八月

法財人団
日本海外協会連合会要綱

法財人団
日本海外協会連合会

東京都中央区宝町二ノ六(宝町ビル)
電話(561)六一九四番(代表)



目次

一、設立趣意書	一頁
二、移住民営の意義	二頁
三、沿革	三頁
四、事業内容	六頁
五、寄附行為	七頁
六、役員	十六頁
七、会員	十八頁



一、財団法人 日本海外協会連合会設立趣意書（昭和二十八年十一月）

日本の海外への扉は、講和発効と共に漸く開かれ、人口過剰に悩んでいるわが国民に一道の光明が与えられて来た。しかも、わが国の民主化と、在外同胞の勤勉とが認められ、客観情勢は漸次好転し、特に南米ではブラジルを始め各
国から相当多数の移民招聘が来ている。

然るに、国内に於ける民間移民諸団体の現状は、社団法人海外移住中央協会をはじめ各都道府県内の各府県海外協会等も未だその内容が充実せず、且つ全国的に統一されていないため、移民送出機関として実務を取扱う段階には至っていない。これがため政府は自ら移民の事務を取扱つて来たが、移民の数が急激に増加し、しかも優秀な移民を確保するには、啓蒙宣伝を徹底せしめる必要上、一切の業務を官庁のみで実施する方法は、必ずしも最善とはいえない。又実際に移民の選考から定着するまでの複雑な事務の遂行は、強力なる民間団体の強力があつて、はじめて成功するものであることは、諸外国の例を見ても明らかである。

海外移住に関する連合会結成の議は、既に各地方の海外協会においても、その必要が主張せられ、又社団法人海外移住中央協会においても、役員総会においてこれを決議し、各府県の海外協会等を打つて一九とする、財団法人日本海外協会連合会の結成を促進し、以て移民送出の民間中枢機関たらしむべく、先に外務大臣に請願書を提出したのである。最近外務省に設置せられた海外移住懇談会においても、移住局の設置とともに、財団法人日本海外協会連合会を設立し、政府と表裏一体となつて、移住に関する事務を行わしめることが急務である旨の答申が決議せられ、外務

省の方針も、右連合会設立を認可することに決つた次第である。

よつて、ここに社団法人海外移住中央協会、府県海外協会、及び海外移住に熱意を有する有志が相寄つて發起人となり、財団法人日本海外協会連合会を設立せんとするもので、各位の協力と御支援を希う次第である。

二、移住民営の意義

一、政府が直接これを担当するときは、受入国との無用の摩擦、排日問題等をひき起しやすい。とくに戦後の移住は戦前のいわゆる「満州移民」と異なり、完全な外国の主権下になされるものであるからこの点はとくに強調されねばならない。

二、官庁事務は、その本質上安全と確実とを主眼とするから、移住というような積極性と機動性を必要とする仕事には本来不適當であつて、官庁がこれを行うとき移住は必ず沈滞する。

三、移住ということは、人間の一生に関する世話をする仕事であるから、親切と信頼によつて結ばれる長期の人間関係を必要とし、所謂「事務的」、かつ屢々転勤する公務員は不適當である。

四、移住業務は極めて特殊の仕事であつて、短期間しか業務を担当しない公務員では必要な熟練者を得ることができない。

五、移住問題は一種の国民運動ともいふべきであつて広く民間の与論と知識を動員する必要がある。

三、海協連の沿革

一 戦前、日本人の海外進出にともない。在外日本人との連絡、移住のあつせん等を目的とする海外協会が、大正四年の熊本を始めとして広島、和歌山、山口等次々に設立された。それは總計四十一府県に及び、多くの移住者を海外に送った。

この内、信濃、熊本、鳥取、富山等の海外協会は、海外移住の啓蒙宣伝、移住のあつせん等を行うにとどまらず、すすんでブラジルに植民地を経営し、相当な成果を収めていた。

二 戦後中南米への移住を再開しようという運動を開始した最初の民間団体は、昭和二十二年十月東京で設立された海外移住協会である。

同会の運動に対して神奈川、新潟、福島等が呼応し、それぞれ支部を作り、国内啓蒙、在米邦人への呼びかけ等を活潑に展開した。

その後國際情勢の好転にともない、海外移住を目的とする団体が漸次生れたので、昭和二十七年六月、類似団体との統合が行われ、社団法人海外移住中央協会へと発展した。

三 その後アマゾン移住再開の見通し、わが國独立の達成に刺激され、各県において戦前存した海外協会の復活が次第に活潑化し、これにもなつてこれら諸団体の連合体を結成する気運が高まつてきた。一方外務省当局においては昭和二十七年、八年の官営移民の成績にかんがみ、移住者の募集、送出等の業務を民間団体に委せることを適

切と認めた。たまたま外務省にある海外移住懇談会からも送出業務の円滑をはかるため、統合機関を設立すべき旨の答申があつたので、いよいよこの重責にたえうる民間中央団体設立の必要が痛感された。

この政府側の意向と民間側の要望とが合して、海外移住中央協会の音頭とりにより、当時存した地方海外協会の二十一団体代表その他民間有志によつて昭和二十八年十一月十六日財団法人日本海外協会連合会創立総会が開かれ、翌二十九年一月五日外務大臣によつて設立が許可された。

以上のように、海協連は今日世人の考えるような単なる外務省の外郭団体ではなくて、戦前戦後を通ずる民間の海外移住運動を伝承した性格を内面にもつて、ことに留意すべきである。

四 外務省は、海協連を唯一の民間移住機関と認め、これに対し移住者の募集、訓練、送出、啓蒙、定着のあつせん及び渡船費の貸付業務等を委託して今日に至つた。

五 この間二十九年七月の閣議において次のことが決定された。

海外移住に関する事務調整についての閣議決定（昭和二十九年七月二十日）

一、海外移住に関する主務官庁は外務省とする。但し農業移民の募集、選考、訓練及び現地技術調査は、外務、農林同省の所管とする。

二、外務省内に移住関係官庁の連絡会を設け、各省事務の連絡統一を図るものとする。

三、農業移民の募集、選考、訓練及び現地技術調査は農林省がこれを担当する。

但し、右について農林省は主務官庁たる外務省との協議を必要とし、且つ、連絡会の決定に従うものとする。

四、海外移住に関する事務の実施は民間団体たる日本海外協会連合会及びその組織団体たる地方海外協会をして国内国外を通じて二元的に行わしめるものとする。

五、農業移民選考最終決定は日本海外協会連合会が外務、農林両者の指示を受けてこれを決定する。

六、日本海外協会連合会及び地方海外協会の法制化についてはすみやかにこれが実現を期する。

六 二十九年七月、ブラジル移植民院は、海協連の発給する農業証明書、並びに携行金額証明書を入国の許可条件と定めた。

七 三十年七月には外務省に移住局が設けられた。

外務省に移住局を設置することに伴う閣議了解（昭和三十年五月二十日）

海外移住に関する事務の調整については、昭和二十九年七月二十日の閣議決定によるのほか、なお左記によるものとする。

一、農業移民には林、漁業移民をも含むものとする。

二、海外移住に関する事務のうち、農林漁業以外の雇用移民の登録、あつせん、技術補導ならびに募集に関する事務は、前記閣議決定一および三の趣旨により労働省が担当する。

職業安定機関ならびに日本海外協会連合会（地方海外協会を含む）は、海外移住に関する事務の実施について相互に協力するものとする。

三、関係各省はその所掌事務に応じ、海外移住事務の円滑な遂行について協力するものとし、これがため所要の

人事交流を考慮する。

六

四、日本海外協会連合会（地方海外協会を含む）の主務官庁は外務省とする。

農林、労働その他の関係各省はそれぞれの所掌事務に応じ日本海外協会連合会（地方海外協会を含む）を指導監督し得るよう共管する。

八 現地における移住者の定着及びその指導援助も当会の重要な事業であるので、サンフランシスコ、ドミニカ、アマゾン、リオデジヤネイロ、サンパウロ、ポリビア、パラグアイ、アルゼンチン、コロンビアにそれぞれ支部を設置している。

九 現在当会の傘下にある地方海外協会の数は四十六で、他に琉球海外協会は事実上準会員として加入している。

四、現在行っている事業の内容

一 啓蒙 宣伝

機関紙「海外移住」の発行

各種パンフレット、資料等の作製

ポスター、ちらし等の頒布

映画、スライド等の作製

講演会、映画会、展示会等の開催及び援助

その他報道機関への資料の提供等

二 募集 選考

地方海外協会を通じて海外移住希望者の募集を行い、最終的選考を実施する。

三 教養 訓練

選考に合格した移住者に対し、必要に応じて、語学、現地事情、国際教養、熱帯農業等の講習をその都度実施する。

四 送 出 輸 送

移住者が渡船するために必要な外貨、旅券、査証の世話、支度品等の指定、船舶の指定、輸送中の保護指導などを行う。

五 渡 航 費 貸 付

現地までの渡航費の長期貸付及び回収を行う。

六 定 着 あ つ せ ん

呼寄移住のあつせん

受入国到着後の通関輸送等の世話

入植地における営農、生活指導

七 調 査 研 究

現地事情等に関する調査研究

八 在外移住団体との連絡提携

九 移住指導者の養成

海外移住研修所において移住先国の産業経済社会の中堅となつて活動する人材を養成する。

十 移住者支度費補助金交付事務

移住者が渡航するために必要な支度費の交付事務を行う。

十一 その他

新規入植受入の拡大

中小企業等の海外進出のあつせん指導

五、財団法人日本海外協会連合会寄附行爲

第二章 名称と事務所

第一条 この会は、財団法人日本海外協会連合会（以下「連合会」という）という。

第二条 連合会は、事務所を東京都に置く。

連合会は、理事会の議決を経、且つ、主務官庁の承認を経て、国内及び国外の必要の地に支部を置くことができる。

八

第二章 目的と事業

第三条 連合会は、海外移住のあつせん及び援助を行い、且つ、海外移住の推進を図ることを目的とする。

第四条 連合会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 一、海外移住に関する事業を行う在外における団体との連絡提携に関する事業
- 二、移住者の募集、選考、教養、輸送、定着及びその指導援助に関する事業
- 三、移住者に対する渡航費その他の資金の貸付、及びその回収に関する事業
- 四、移住に関する啓蒙、及び弘報に関する事業
- 五、海外移住に関し主務官庁より命令せられ又は委嘱せられた事業
- 六、その他、この会の目的を達するため必要な事業

第三章 資産と会計

第五条 連合会の資産は、次の各号に掲げる財産より構成される。

- 一、設立当初寄附せられた別紙財産目録記載の財産

二、会費

三、寄附金品

四、事業に伴なう収入

五、資産から生ずる収入

六、助成金

七、その他の収入

第六條 連合会の資産は、これを基本財産及び通常財産の二種に分ける。

基本財産は、次の各身に掲げる財産より構成され、これを処分することができない。但し、已むを得ない理由あるときは、理事三分の二以上の同意を経、なお主務官庁の承認を得て、その一部を処分することができる。

一、前条第一号に掲げる財産

二、基本財産として指定して受けた寄附財産

三、理事会で基本財産に繰入れることを決議した財産

通常財産は、基本財産の元本以外の財産により構成される。

第七條 連合会の経費は、通常財産を以て支弁する。

第八條 連合会の資産は会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が定める。

第九條 資産のうち現金は、郵便官署、その他理事会の議決を経て定める確実なる金融機関に預け入れるか、

又は理事会の議決を経て定めた確実なる有価証券に換えて保管するの外、他に利用することはできない。

第十條 年度末において、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰越すか又は基本財産に繰り入れるものとする。

第十一條 連合会が資金の借入れをなすときは、主務官庁の承認を経なくてはならない。但し、百万円未満の資金についてはこの限りではない。

第十二條 連合会の毎年度の歳入歳出予算は、評議員会の議決を経てこれを定め、歳入歳出決算は、監事の監査を経て、評議員会に提出して、その承認を求めなくてはならない。

前項の予算及び決算は、主務官庁の承認を経なくてはならない。

第十三條 連合会に、特別会計を設けることができる。

第十四條 連合会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第四章 役員と職員

第十五條 連合会に、理事三十五名以内、監事五名以内を置く。

理事及び監事は、評議員会において推薦し、主務官庁の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

第十六條 連合会に、会長、副会長若干名、並びに理事長及び常務理事若干名を置く。

会長は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て、就任するものとする。

副会長、理事長及び常務理事は、理事会において推薦し、主務官庁の承認を経て、会長が委嘱するものとする。

第十七條 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

理事長は、会長の命を受けて会務を処理し、会長、副会長ともに事故あるときは、その職務を代理する。

常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

理事は、理事会を組織し、事業の執行に当る。

理事会は本寄附行為の各本条に定めるものの外、次に掲げる事項は、理事会の議決を経るものとする。

一、評議員会に附議する事項

二、その他会長が必要と認める事項

監事は、民法第五十九条に規定する職務を行う。

第十八条 理事の任期は二年、監事の任期は三年とする。但し、再任を妨げない。

補欠により就任した理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

理事又は監事は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第十九条 役員は、任期中において連合会の名譽を汚し、又は目的趣旨に反するような行動があつたときは、理

事会の議決を経、且つ、主務官庁の承認を経て、会長がこれを解職することができる。

第二十条 連合会に相談役、顧問及び参与若干名を置くことができる。

相談役、顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

相談役、顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べることが出来る。

第二十一条 連合会に職員若干名を置く。

職員は参事、主事、書記及びその他の職員とする。

職員は、会長が任免し、庶務に従事する。

第五章 評 議 員

第二十二条 連合会に、評議員若干名を置き、第二十四条に掲げる団体の中より、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。理事は、すべて評議員となるものとする。

第二十三条 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じて、第十二条、第十五条、第三十六条及び第三十七条に定めるものの外、次の事項を審議する。

一、連合会の毎年度の事業方針

二、会長が連合会の運営に関し、必要と認める事項

第六章 会 員

第二十四条 海外移住に関する事業を行うことを目的とする団体で、主務官庁又は都道府県知事の推薦するものは、連合会の正会員となることができる。正会員の加入脱退は、理事会の承認を経なくてはならない。

正会員は、連合会に対し、別に定める会費を負担するものとする。

第二十五条 正会員は、連合会と協力して、海外移住に関する事業を推進するものとする。

第二十六条 連合会は、連合会の行う海外移住に関する事業の一部を、正会員に委託することができる。

第二十七条 連合会の目的、及びその行う事業の趣旨に賛成し、且つ、海外移住に関し功労ある者又は学識経験ある者は、理事会の議決を経て、名譽会員とすることができる。

第二十八条 会員は、連合会に対し、海外移住に関する意見を述べることができる。

第二十九条 会長は、毎年一回、会員總會を開催し、連合会の行う海外移住に関する事業につき、報告をなし、又は意見を求めるものとする。

第七章 会 議

第三十条 会議は、理事会、評議員会及び会員總會の三種とする。

第三十一条 評議員会は、定期と臨時の二種とし定期總會は、毎年一回開催し、臨時總會は、必要あるときに開催する。理事会は、必要な時に開催する。

第三十二条 会議は、会長が召集し、議長は会長があたる。

会議を構成する会員、評議員、又は理事の五分の二以上、若しくは監事から連名を以て、会議の目的たる事項を示して会議を請求されたときは、会長は、すみやかにその会議を召集しなければならない。

評議員会、及び会員總會の会議の召集は、緊急を要する場合を除く外、すくなくとも二週間前に会議の目的たる事項を示して会議を構成するものに召集の通知を出さなければならない。

第三十三条 会議は、構成員の五分の二以上の出席がなければ開くことができない。

会議の議事は、出席構成員の過半数の賛成をもつてこれをきめる。可否同数のときは議長がこれをきめる。

第三十四条 已むを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決をなし、又は代理人に委任することができる。この場合は、会議に出席したものとみなす。

第三十五条 会長は、急施を要する事項については、理事会の議決を以て会議にかえ、書面をもつて報告することができる。

第八章 寄附行為の変更と解散

第三十六条 この寄附行為は、評議員三分の二以上の同意を経、且つ、主務官庁の認可を得なければこれを変更することができない。

第三十七条 連合会は、民法第六十八条の場合、評議員三分の二以上の同意を経、且つ、主務官庁の許可を得なければこれを解散することができない。

第三十八条 前条により解散したときの残余財産は、理事会の議決を経、且つ主務官庁の許可を得て、これを類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

附 則

第三十九条 この寄附行為の施行について必要な規定は、理事会の議決を経、会長がこれを決める。

第四十条 第十五条の規定による理事及び監事の就任するまでは、次の者を以て理事及び監事とする。

同	監事	同	同	同	同	理事
千金良	伊藤	降旗	坪上	小平	上塚	村田
宗三郎	武雄	徳彌	貞二	権一	司	省藏

六、役員

昭和三十三年八月現在

會長	坪上 貞二	理事	三浦 義男	監事	小笠原 光雄
副會長	石坂 繁	理事	橫川 信夫	相談役	岡田 俊雄
理事長	森重 干夫	理事	岩上 二郎		佐藤 勝也
常務理事	鈴木 政勝	理事	田中 覺		青木 一男
理事	河野 吉祥	理事	田谷 充実		石橋 湛山
理事	塚本 毅	理事	阪本 勝		小平 権一
理事	太田 知庸	理事	小野 眞次		後藤 文夫
理事	田中 彦藏	理事	田部 長右衛門		後藤 敬三
理事	平川 守	理事	溝淵 増己		那須 皓
理事	三浦 文夫	理事	鶴崎 多一		降旗 徳彌
理事	一樂 照雄	理事	池田 直		安井 誠一郎
理事	渋谷 倉藏	理事	荒川 昌二		石井 英之助
理事	監事	理事	顧問		

顧 問 上 塚 司
 内 山 岩 太 郎
 大 橋 忠 一
 鹿 島 守 之 助
 加 藤 勘 十
 加 藤 精 三
 梶 原 茂 嘉
 勝 間 田 清 一
 河 相 達 夫
 北 村 一 男
 吉 川 久 衛
 楠 美 省 吾
 坂 本 龍 起
 沢 田 節 藏

顧 問 進 藤 武 左 工 門 參 与 古 関 富 彌
 須 磨 彌 吉 郎
 関 桂 三
 園 田 直
 田 中 龍 夫
 田 原 春 次
 辻 小 太 郎
 永 田 稠
 二 階 堂 進
 西 村 直 己
 野 田 卯 一
 林 久 治 郎
 福 田 越 夫
 松 原 安 太 郎

大 島 英 二
 海 本 徹 雄
 千 浦 節 彌

七、 會 員

北海道海外協會 道庁開拓經營課内
 青森県海外協會 県庁開拓課内
 岩手県海外協會 県庁開拓課内
 宮城県海外協會 県庁農地開拓課内
 秋田県海外協會 県庁農地開拓課内
 山形県海外協會 県庁農地開拓課内
 福島県海外移住協會 県庁農林課内
 茨城県海外協會 県庁総務課内
 栃木県海外協會 県庁農地開拓課内
 群馬県海外協會 県庁外務課内
 埼玉県国連海外協會 浦和市埼玉県自治会館内
 千葉県海外協會 県庁農地開拓課内
 東京都海外協會 都庁渡航移住課内
 神奈川県海外協會 県庁涉外課内

新潟県海外協會 県庁秘書課内
 富山県海外協會 県庁農地開拓課内
 石川県海外協會 県庁農地開拓課内
 福井県海外協會 県庁農政課内
 山梨県海外協會 県庁広報課内
 信濃県海外協會 県庁開拓課内
 岐阜県海外協會 県庁外事課内
 静岡県海外移住協會 県庁農政課内
 愛知県海外移住協會 県庁農地開拓課内
 三重県海外協會 県庁農地開拓課内
 滋賀県海外協會 県庁農政課内
 京都府海外協會 府庁農地開拓課内
 大阪府海外協會 東区法内坂町一〇
 農林会館10
 兵庫県海外協會 県庁外務課内

和歌山海外協会 県庁移民課内
 奈良県海外協会 県庁管理課内
 鳥取県海外協会 県庁農地開拓課内
 島根県海外協会 県庁農地開拓課内
 岡山県海外協会 県庁文書学事課内
 広島県海外協会 県庁外事課内
 山口県海外協会 県庁農政課内
 徳島県海外協会 県庁県民課内
 香川県移住協会 県庁農地拓殖課内
 愛媛県海外協会 県庁農地拓殖課内
 高知県海外協会 県庁農地開拓課内
 福岡県海外協会 県庁涉外移住課内
 佐賀県海外協会 県庁農地開拓課内
 長崎県海外移住協会 県庁農地開拓課内
 熊本海外協会 熊本市長安寺三二
 大分県海外協会 県庁農地開拓課内

宮崎県海外協会 県庁農地開拓課内
 鹿児島県海外協会 県庁農地開拓課内
 日伯協 会 神戸市生田区海岸通
 日本力行海外協会 東京都練馬区小竹町
 全国拓植農業 港区赤坂溜池
 同組合連合会 三会堂ビル
 琉球海外協会 沖縄那覇市美栄橋町
 工業商事ビル

国際協力事業団	
受入 月日	'86.11.17
	000
登録No.	09462
	234
	EA

